



～ 防火対象物の関係者のみなさまへ ～

**消防用設備等の非常電源として設けられる自家発電設備の  
点検には負荷運転が必要です！**

点検の目的

- 火災が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、消防用設備等の機能を有効に発揮する必要があることから、適正な維持管理を行うものです。
- ※ 消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者には定期的な消防用設備等の点検及び報告が義務付けられています。



自家発電設備の負荷運転について

- 防火対象物の関係者は、防火対象物に設置されている消防用設備等だけではなく、消防用設備等の非常電源として設けられている非常電源についても点検を行わなければなりません。
- 消防用設備等の非常電源として設けられる自家発電設備の点検項目のひとつである負荷運転は、1年に1回実施する総合点検において実施することが必要です。
- 負荷運転は、原則、自家発電設備の定格出力の30%以上の負荷をかけて実施し、自家発電設備に異音や漏油等の異常が見られないかを確認するものです。
- 自家発電設備の負荷運転が実施されているか確認し、実施されていない場合は、点検を実施し、管轄の消防署への消防用設備等点検結果報告書の提出をお願いします。

【お問い合わせ先】

久留米広域消防本部予防課

Tel 0942-38-5159